

静岡県告示第745号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条及び第9条第8項の規定に基づき、磐田市において平成23年3月25日付け県公報第2278号告示第212号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を解除する。

令和3年9月24日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

向笠竹之内新豊院山B土砂災害警戒区域 向笠竹之内新豊院山B土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

=====

静岡県告示第746号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、磐田市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和3年9月24日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

向笠竹之内新豊院山B土砂災害警戒区域 向笠竹之内新豊院山B土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 区域の表示

次の図のとおり

4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県袋井土木事務所及び磐田市役所建設部道路河川課に備え置いて縦覧に供する。）